

大阪府庁POS 手数料額¥8,000-

宅地建物取引士登録移転申請手数料

■手数料納付の流れ

- ①この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「大阪府手数料(POS)納付用連絡票」です。
- ②本連絡票を下記窓口にご持参の上、手数料を納付いただきますようお願いいたします。
 - ・咲洲庁舎: 1階フェスパ内(9時 15分~17時 30分)



③手数料を納付後、本連絡票の右上に納付日等の印字があることをご確認の上、現在登録を受けている 都道府県担当窓口へ申請書類とともにご提出いただきますようお願いいたします。